

聖籠町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月九日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第二十四号

聖籠町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
聖籠町道路占用料等徴収条例（昭和三十八年聖籠町条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「法第三十五条に規定する事業（政令第十八条に規定するものを除く。）及び」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。